

信用組合制度に関する基本的考え方

平成20年7月25日

社団法人 全国信用組合中央協会
全国信用協同組合連合会

— 目 次 —

◆全国信用組合中央協会

1. 信用組合業界の概要	1
2. 中小企業金融と信用組合	4
3. 信用組合の基本的役割	5
4. 信用組合の今日的機能・役割	6
5. WGにおける論点について	17
6. 信用組合の使命達成に向けて	29

◆全国信用協同組合連合会

1. 信用組合業界と全信組連	30
2. 全信組連の設立経緯	31
3. 全信組連のガバナンス体制	32
4. 全信組連の中央金融機関としての役割	33
5-1. 業界における決済の中核的機能①(共同センター)	34
5-2. 業界における決済の中核的機能②(公金業務)	35
6-1. 業務補完としての商品・制度(枠組み)の提供	36
6-2. 信用組合に対するサポート(アドバイス機能)	37
7-1. 信用組合業界におけるセーフティネット①	38
7-2. 信用組合業界におけるセーフティネット②	39

1. 信用組合業界の概要 (1) 全国の業況 (平成20年3月末)

■ 信用組合数	164組合
■ 店舗数	1,826店
■ 役職員数	2万2千人
■ 組合員数	367万人
■ 預金積金	16兆3千億円
■ 貸出金	9兆3千億円
■ 出資金	2,800億円
■ 自己資本比率	10.00%

預金量別信用組合数

1兆円以上	1組合
5,000億円～	2組合
3,000億円～	8組合
2,000億円～	9組合
1,000億円～	32組合
500億円～	42組合
300億円～	29組合
100億円～	28組合
100億円未満	13組合

[注]自己資本比率は速報値

1. 信用組合業界の概要 (2)信用組合の業態

◆地域信用組合(119組合)

- ・一定の地区内の小規模事業者や勤労者、住民のための信用組合
- ・地区の範囲は、ほとんどが1都道府県内(大部分はより狭い地区内)

◆業域信用組合(27組合)

- ・同業種の人たちによる信用組合
- 〔例〕 医師、歯科医師、出版製本、公衆浴場、青果市場、運輸観光業など

◆職域信用組合(18組合)

- ・同じ職場に勤務する人たちのための信用組合
- 〔例〕 官公庁(都庁・県庁・市役所・警察・消防)、鉄道、新聞社など

1. 信用組合業界の概要 (3) 業態別の業況

(金額単位:億円)

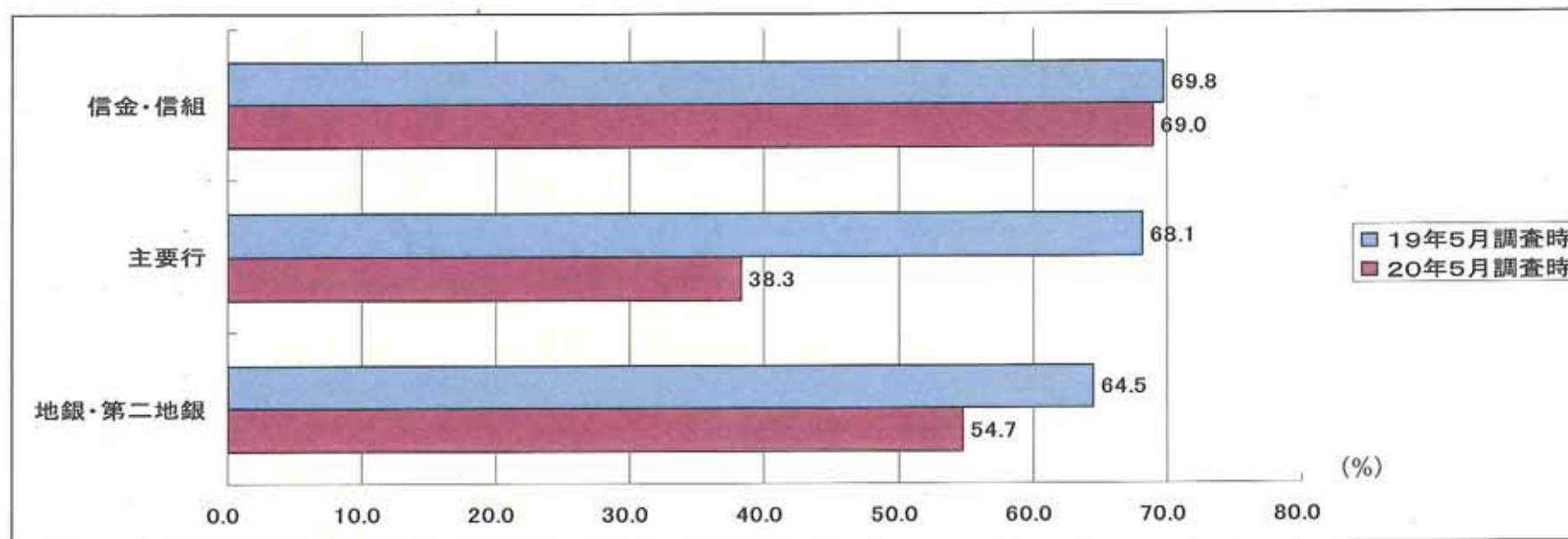
	全 国	地 域		業 域	職 域
			(うち民族系)		
組合数	164 組合	119 組合	16 組合	27 組合	18 組合
預金積金 (1組合当り)	163,300 (995)	144,517 (1,214)	17,893 (1,118)	9,081 (336)	9,700 (538)
(最大)	(10,358)	(10,358)	(6,150)	(964)	(3,374)
(最小)	(32)	(37)	(121)	(62)	(32)
貸出金 (1組合当り)	93,827 (572)	85,619 (719)	12,371 (773)	3,037 (112)	5,171 (287)
預貸率	57.5%	59.2%	69.1%	33.4%	53.3%
店舗数 (1組合当り)	1,826 店 (11.1店)	1,741 店 (14.6店)	188 店 (11.7店)	51 店 (1.8店)	34 店 (1.9店)
出資金 (1組合当り)	2,812 (17)	2,688 (22)	584 (36)	69 (2)	55 (3)
組合員数 (1組合当り)	3,673千人 (22千人)	3,308千人 (27千人)	268千人 (16千人)	79千人 (2千人)	285千人 (15千人)
常勤役職員数 (1組合当り)	22,005人 (134人)	20,891人 (175人)	2,638人 (164人)	609人 (22人)	505人 (28人)

(資料)全国信用組合主要勘定(平成20年3月末)

2. 中小企業金融と信用組合

《金融庁によるヒアリング調査結果》

中小企業への融資姿勢に対する「積極的評価」の割合



信用金庫・信用組合の評価に対する具体例

- 機動性が高く、地域性を前面に出したきめ細かなサービスが非常に良いと感じる。
- リレバンの使命を果たすべく積極的な姿勢。他行からの借換、新規融資に応じ中小企業の資金繰りの安定を図っている。
- 地域に根付いた活動が出来ており、他の金融機関が相手をしない先でも地元の金融機関として面倒を見るという気概を持ち、頼もしい存在である。
- 原油高による原材料価格の高騰の影響を受けた企業を中心に、積極的な融資姿勢が伺える。

3. 信用組合の基本的役割

特 性

— 精神的バックボーン —

信用組合は、地域、業域、職域社会の人々によって設立された中企法に基づく協同組合組織の金融機関です。また、中央機関として全信中協と全信組連があり、信用組合をサポートしています。

1. 信用組合は、「お金」のない時代に、仲間同士が「お金」を持ちよって、助けあったルーツを大切に、組合員の利益をいつでも第一に考えます。
2. 信用組合は、中小零細事業者や生活者一人ひとりの顔がみえるキメ細かな取引を基本としています。
3. 信用組合は、つきあいの積み重ねが一番大切な信用と考えます。
4. 信用組合は、金融の面だけでなく、組合員の生活、経営上の悩みや課題を共に考え、その解決に協力します。



信用組合の特性を発揮するための機能・役割

- (1) 中小零細事業者の支援、育成
 中小零細事業者の繁栄をお手伝いするため、創業を含めた事業経営に係わる諸情報提供サービスを充実し、コンサルティング能力を高めて、融資や余裕資金の管理運用といった金融サービスを十二分に発揮できるように努めます。
- (2) 生活者の生活安定・向上支援
 地域社会を構成する生活者に生活全般はもとより、教育、住宅、福祉、介護などニーズに応じた諸情報の提供と個別相談能力を高めて、各ライフステージにおける疑問や悩みの解決を支援します。
- (3) 地域社会等への積極的参加
 地域社会の一員として、信用組合の持つ経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組みます。

4. 信用組合の今日的機能・役割 (1)地域・小規模事業者の再生・活性化1/3

信用組合は、地域や小規模事業者の再生・活性化に向けて、様々な活動に取り組んでいます。

(1)ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

① 経営改善支援の事例

- 社団法人中小企業診断協会と連携し、外部専門家(中小企業診断士)からなるチームによる取引先の企業診断調査等を行い、経営課題の明確化、改善策の措置などの経営改善支援に取り組んでいる。(関東)
- 営業店を地区ごとに分けて、取引先の商工経営者を中心とした交流会を組織し、勉強会・講演会・懇親会などの事業を展開している。(東海)
- 商工会議所と経営革新支援アドバイザー事業に関する業務提携をし、中小企業の「経営課題に即応するために行う経営革新」や「創(起)業」を支援するため、「サポート金融機関」として経営・資金繰りなどの相談に応じている。(東北)

② 事業再生の事例

- 経営改善支援先(製造業)の生産ライン見直しのため、コンサルティングに関する外部専門家(日本規格協会品質管理講師)を派遣し、現場指導を行った結果、東京都の「経営革新計画に係る承認」を受けることができた。(関東)
- 県、経済産業局、信用保証協会、中小企業再生支援協議会等の公的機関の支援の下、県内に本店を置く13金融機関が一致団結して、地域特化型の中小企業支援ファンドを設立した。(東海)
- 信用組合業界専用の全国版企業再生ファンド「しんくみりカバリ」を設立し、傘下信用組合の取引先の事業再生支援に取り組んでいる。(全信組連)

4. 信用組合の今日的機能・役割 (1)地域・小規模事業者の再生・活性化2/3

- 中小企業家同友会と提携し、県内の4信組が同友会会員に対し、申込企業が「経営指針」を策定していること等を条件に金利を優遇する「中小企業家同友会活性化資金」を取り扱っている。(東北)
- 商工会連合会と提携し、地域3組合が「担保に過度に依存しない」事業性資金をもとに統一商品(メンバーズローン)を開発、協調して商工会会員をサポートする。(九州)
- 取引基盤の中心である市場関係者の経営支援を目的として、「市場商店街活性化ローン」、「経営者支援ローン」を取扱っている。(北陸)

③事業承継の事例

- 取引先の後継者問題支援のために、19年度下期から営業店ごとに事業承継税制等にかかる「事業承継講座」を開催している。(関東)

(2)事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

① 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等への取組み

- 融資手法として、医療機関等が受領する診療報酬等を債権譲渡担保とする融資を実行した。(関東)
- 事業者の資金調達の多様化をはかるため、リース会社と提携し、「事業用機械設備」や「トラック」などの商用車両を担保とするABLを実行した。(中国)
- 信用組合の取引先である零細個人事業者の資金需要に対応するため、ノンバンクと提携し、審査・保証等の提携先のノウハウ等を活用したミドルリスク・ミドルリターン融資商品を傘下信用組合に提供。20年3月末時点で全国164信用組合のうち62信用組合で取扱いを開始している。(全信組連)

② 事業価値を見極める「目利き機能」向上等に向けた人材育成への取組み

- 組合独自の資格制度である「経営アドバイザー」を養成し、取引先との課題共有、経営支援に取り組んでいる。(関東)

4. 信用組合の今日的機能・役割 (1)地域・小規模事業者の再生・活性化3/3

(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

① 地域の「面」的再生の推進等

- 地元温泉街への観光客誘致活動の一環として、温泉卓球大会の企画、開催に中心的役割を担って参画したほか、観光協会等が実施する各種イベントにも積極的に参加するなど、地域活性化に向けた取組みを行っている。(東海)
- 市街地活性化のため、商工会議所と連携し、市中心街の空き店舗を活用した創業を行う者に対する無担保の融資商品の提供を開始した。(福岡)

② 地域活性化につながる多様なサービスの提供等

- 県の制度資金を活用して、コミュニティ・ビジネス団体、NPO法人等の創業支援に取り組んでいる。(九州)
- エコカー購入者の負担を軽減するため、「エコカー資金」を新設、地球規模で進む環境問題に対する職域信組の貢献策としている。(関東)
- 県が推進する「子育て支援企業登録制度」に登録した企業の従業員に対して、消費者ローン等の金利優遇を通じ、地元企業の子育てを支援している。(東海)
- 多重債務者問題への対応として、地公体やNPO団体、弁護士などの外部専門家と連携して相談業務の充実を図っている。(東北、東海)

(資料) ・金融庁公表資料「平成19年度における地域密着型金融の取組み状況について」

・全国信用組合中央協会調べ

4. 信用組合の今日的機能・役割 (2) 地域密着型金融への取組み

信用組合業界では、創業支援、ABL、事業再生、ビジネスマッチングに積極的に取り組んでいます。

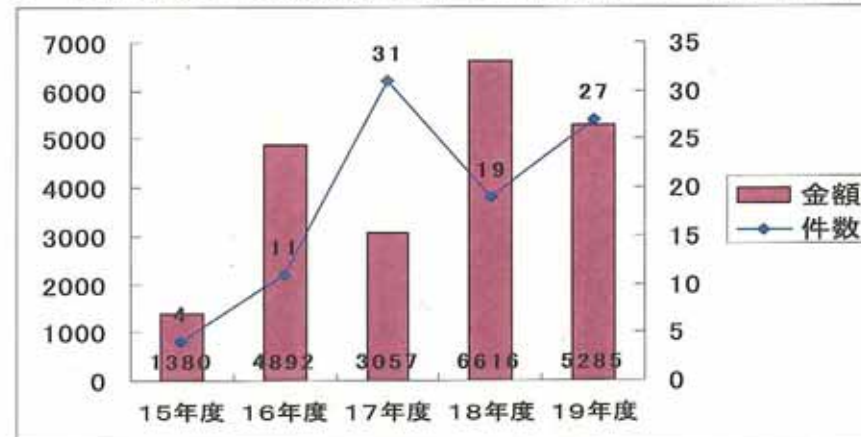
○ 創業支援融資商品の実績

(単位：件、百万円)



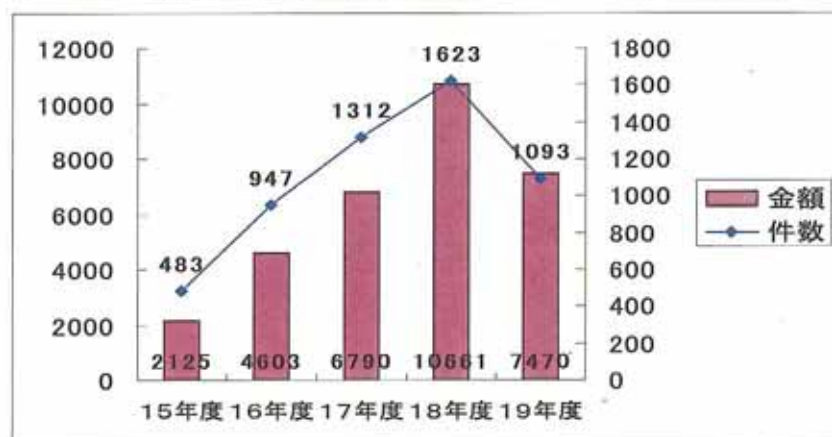
○ 中小企業再生支援協議会の再生計画策定先

(単位：件、百万円)



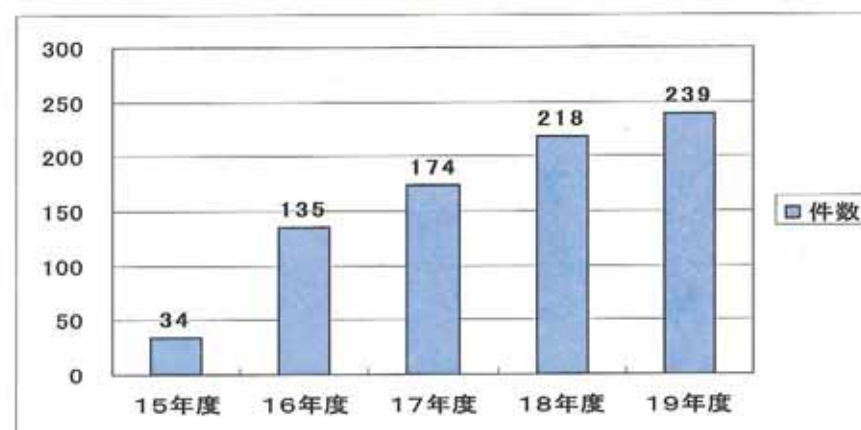
○ 動産・債権譲渡担保融資の実績

(単位：件、百万円)



○ ビジネスマッチング成約件数

(単位：件)



4. 信用組合の今日的機能・役割 (3) 地域社会貢献活動の展開1/4

◆ しんくみシルバー募金

高齢者福祉活動の一環として、「しんくみシルバー募金」を実施。平成4年～14年までに全国370の高齢者福祉施設に車椅子、介護器具等を寄贈(寄付総額6,400万円)。

◆ しんくみの日週間

毎年9月3日を「しんくみの日」、同日を含む1週間を「しんくみの日週間」と定めて、各信用組合でさまざまな奉仕活動やイベントを開催。

- 清掃活動
- チャリティバザー、ゴルフコンペ、観劇会
- 店内ギャラリー
- 年金・税金相談会
- いきいき献血運動(H15年～、延べ1万5千人)

◆ しんくみ市民講座

平成13年度より、これまでに40か所で開催、延べ3万6千人の地域の方々が聴講。

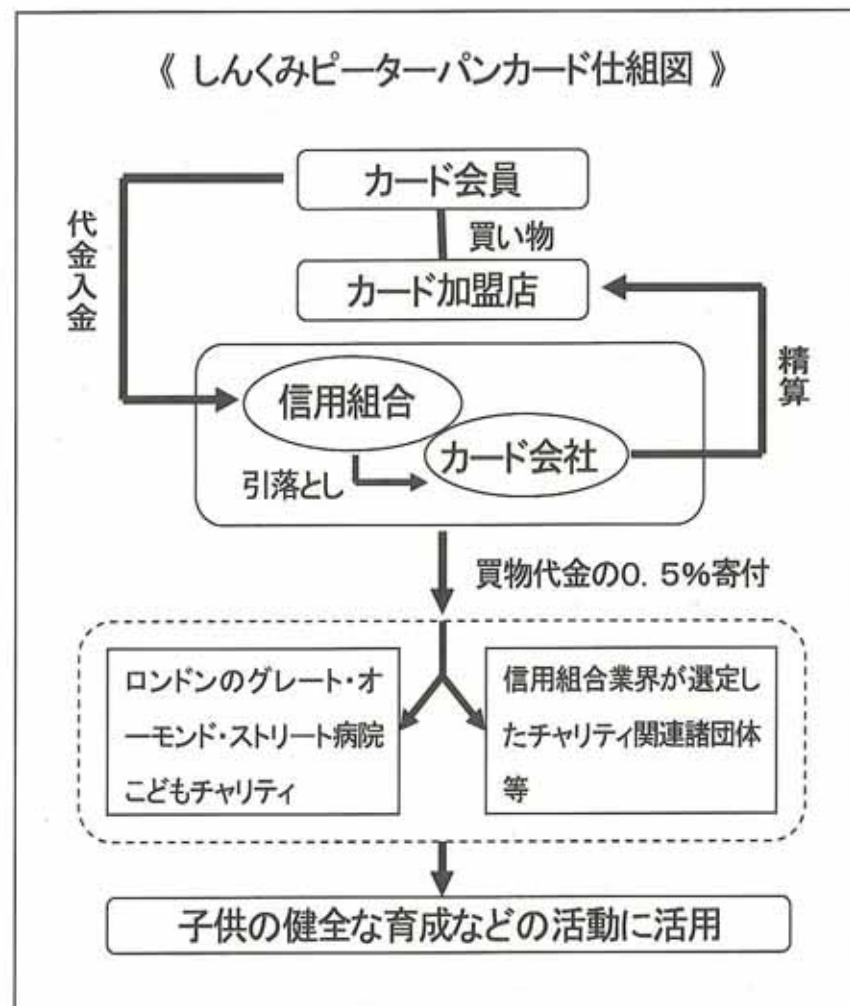
4. 信用組合の今日的機能・役割 (3) 地域社会貢献活動の展開2/4

◆「しんくみピーターパンカード」の普及と積極的展開

信用組合業界では、社会貢献機能を有するクレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取り扱いを行っています。

このカードは、買い物などのカード利用代金の「0.5%」がロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティ及び信用組合業界が選定したチャリティ関連諸団体等に寄付され、子供たちの健全育成や難病の子供たちを支援するために役立てられています。

ピーターパンカードの累計発行枚数は25万枚を超え、寄付総額は、2億5千万円に上っています。



4. 信用組合の今日的機能・役割 (3) 地域社会貢献活動の展開3/4

◆全役職員が介護ヘルパー2級の資格を取得(東京)

組合の役職員が全員ホームヘルパー2級の認定を受け、老人福祉施設のデイサービスセンターでの介助の手伝い、敬老会等行事での車椅子介助のお手伝い等に役立てています。

地域の社会福祉協議会が主催する心身障害者の運動会やチャリティー・バザー等に参加し、行事運営の手伝い、車椅子介助等を行っています。

また、高齢化社会に対応するため、認知症サポーターの講習を全役職員が受講しているほか、職員に対して、年間80時間、就業時間中のボランティア活動を認めています。

さらに、全営業店に心臓が停止した際に電気ショックを与えて救命処置を行なうAED（自動対外式除細動器）を設置しています。

◆地域推進室を設置、地域のための事業に特化した活動を展開(新潟)

“まちを元気に”を合言葉に、平成16年3月、「まちづくり推進室」を設置しています。

まちづくり推進室では、①新市まちづくり論文を公募、②大賞受賞者による「新市まちづくり論文大賞講演会」の開催、③新市まちづくり論文応募者グループによる「まちづくりサポーターズ」の結成、④「いきいきまちづくり団体顕彰式」を創設、⑤「地域かるた」の作成・配布、⑥「業種別懇談会や行政との懇談会」の開催、⑦「創業塾」の開催、⑧「糸魚川翡翠」のブランド化（経済産業省のJAPANブランド育成事業に採択）、⑨地域おこし（集落単位）への参加、⑩「まちおこし団体リーダーとの懇談会」の開催、の事業を実施しています。

4. 信用組合の今日的機能・役割 (3) 地域社会貢献活動の展開4/4

◆地元警察署とタイアップし、青色パトカーを導入、防犯パトロールを実施(山梨)

富士吉田警察署と「安全・安心まちづくりネットワーク活動の相互協力に関する協定書」を締結し、平成19年2月より、鶴友懇話会（当組合の取引先である事業経営者や後継者が主力で運営している組織）では、地域の安全を守るため青色回転灯を装着した「青色パトロールカー」を導入し、各営業店テリトリー内の巡回パトロールを定期的実施しています（金融機関関連では全国で初めて導入、鶴友懇話会に対し富士吉田警察署長より感謝状）。

青色パトカーによる防犯パトロールを通じ、今まで以上に地域とのコミュニケーションを大切に、防犯活動によって犯罪を未然に防止し、郷土のみんなが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

◆ハンドルキーパー運動(飲んだら運転しない、運転させない)を県下信用組合で実施(地区協会)

地域の中から飲酒運転を追放しようと、県内会員信組に提案し、平成19年4月から飲酒運転撲滅を目指した取り組みを開始しています。信用組合役職員自ら、飲酒運転撲滅のために「飲酒運転します宣言」を宣言しているほか、地域への取り組みは、①お酒を提供する飲食店へポスター・チラシ・シール等を配布し協力を要請、②酒製造・販売業者等へ協力要請、③地元での会議・会合時における「ハンドルキーパー運動」の話題提供等を実施しています。

4. 信用組合の今日的機能・役割 (4) 格差問題・多重債務者問題への対応

信用組合は、組合員である小規模事業者や地域の生活者を主たる取引先としており、信用組合の事業活動自体が、格差問題への取組みに通じるものと言えます。



協同組織金融機関には、多重債務者問題に関して「会員・組合員に対する相談機能を生かした予防策を中心に目的別ローンなどを活用した、多重債務者問題解決への一定の役割発揮についての取組み」が期待される（金融審議会金融分科会第二部会報告）。



《信用組合の対応例》

- ・多重債務者問題相談窓口を設置、弁護士を紹介する取組み。
- ・多重債務に陥った組合員や組合員の家族などに対する融資の肩代わりや取りまとめ。

4. 信用組合の今日的機能・役割 (5) 情報提供システム「あのねット」

信用組合業界独自の情報提供システム「あのねット」により、各信用組合を經由して、組合員等お取引先の企業診断や経営指導、家計やライフプラン、年金相談などを行っています。

★信用組合の特性・役割

- ① 中小零細事業者の支援・育成
- ② 生活者の生活安定・向上支援
- ③ 地域社会等への積極的参加

役割の発揮

・存在感の醸成

あのねットの機能

- 企業診断と指導 ⇔ 企業支援・育成
 - ・経営診断シミュレーション
 - ・ビジネスマッチング
- 個別の生活相談 ⇔ 生活者の生活安定・向上支援
 - ・家計診断シミュレーション
 - ・ライフプランシミュレーション
 - ・年金受給額試算シミュレーション
- 地域社会等への参加 ⇔ 地域貢献
 - ・エコ(環境)シミュレーション

★IT時代の到来

- ① インターネットの活用
- ② 情報収集手段の多様化

☆情報を集め、加工し、どのように利用するか

競争力の強化

あのねットの活用 ⇔ お客様へのアドバイス ⇔ あのねットの活用

信用組合
営業店

信用組合
営業店

信用組合
営業店

信用組合
営業店

組合員

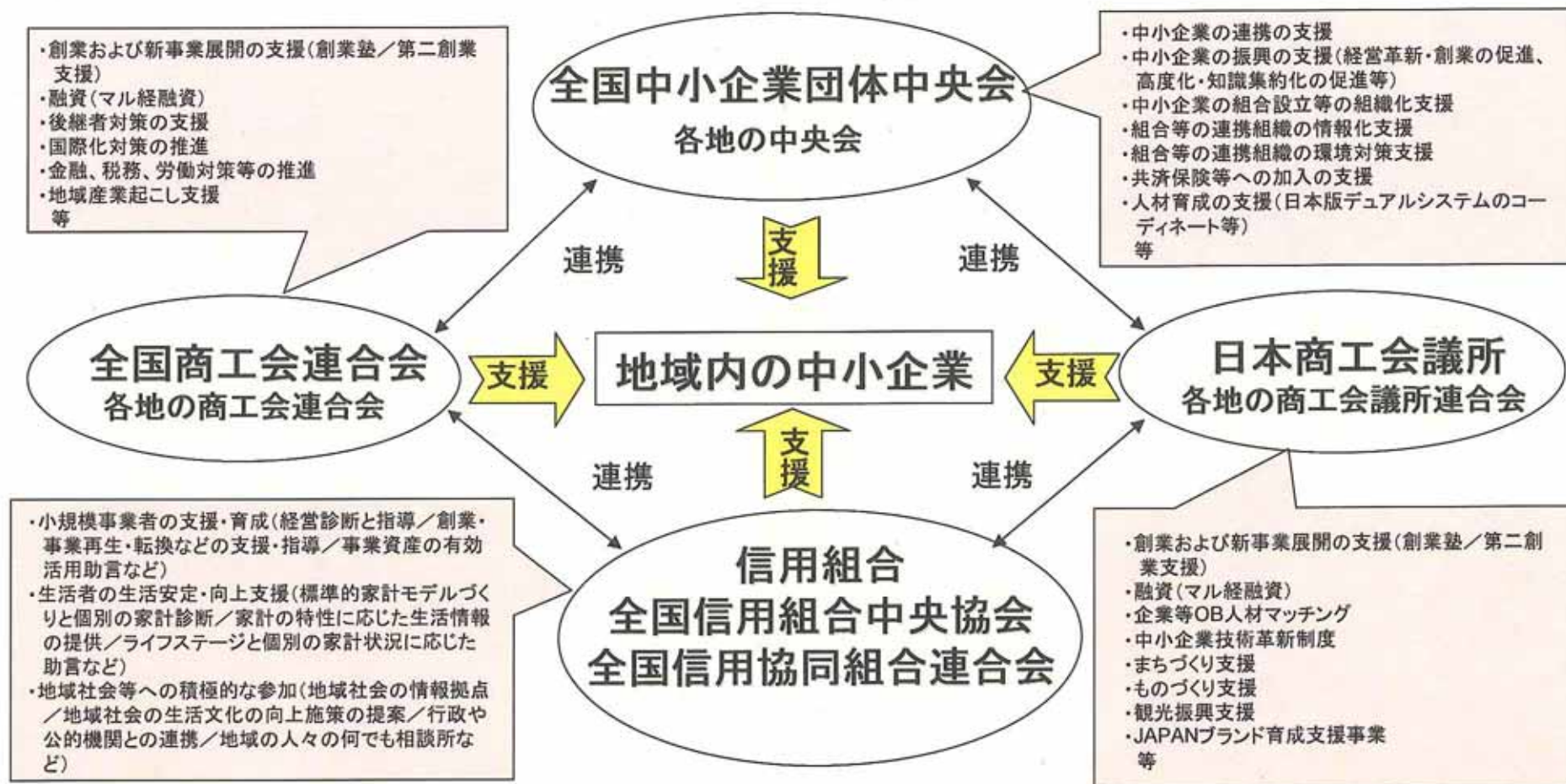
組合員

組合員

組合員

4. 信用組合の今日的機能・役割 (6) 商工3団体との連携・協働

信用組合と商工3団体の連携・協働



5. WGにおける論点について (1)ガバナンス・・・①総代会の機能向上

総代会の機能強化に関する基本問題委員会報告(抜粋)

平成15年12月

社団法人全国信用組合中央協会

◆総代選挙の透明性確保

信用組合の総代は、総代選挙規約に明定された民主的手続きにより選挙されている。したがって、アクションプログラムが要請する総代会の機能強化のための総代の選考基準や選考手続きの透明化のためには、総代選挙の原則及び手続きを、協同組合の理念や総代会の機能等とともに、組合員及び総代により深く理解していただくことが重要と考える。

なお、近年、総代立候補者が少なく、定数確保に苦労するとの声もありこれを解決するためにも、理解を深める施策が必要と考える。

◆総代選挙に係る情報開示

組合員及び総代の理解を深める施策としては、情報開示(ディスクロージャー)が有効と考える。開示の内容は、①総代会の仕組み、機能、②総代の役割、③総代選挙に関する規程、④総代氏名、⑤総代会の決議事項、⑥総代会の議事の概要等が考えられるが「ガバナンスの向上を図る観点」からは、前広に開示することが適当と考える。

開示の方法は、①ディスクロージャー誌、②インターネットのホームページ、③広報紙・誌等が考えられるが、特にディスクロージャー誌に掲載することが必要と考える。

◆組合員の意見を(総代会に)反映させる仕組み

少なからぬ信用組合が、総代会以外に、組合員懇談会等の名で組合員と理事の意見交換の場を持っているし、組合員から意見、要望を書面で提出願い、総代会の席上及び書面で回答している。

その他の施策としては、組合員の多様な意見を幅広く反映させ総代会の活性化を図るため、総代の重任制限や定年制が考えられるが、信用組合の場合、総代が立候補制であることから、これらの取組みは個々の信用組合の自主的運営に委ねられる性質のものであると考えられる。

このような実情を踏まえると、アクションプログラムの要請への対応としては、組合員懇談会のような活動を積極的に行うことが妥当と考えられ、加えて意見、要望をどのように判断し、かつ、どのように業務執行に反映させたかを組合員及び総代にフィードバックする仕組みを構築、実施することが適切と考えられる。

5. WGにおける論点について (1)ガバナンス・・・②半期情報開示

信用組合における半期情報開示に関する基本的考え方

平成14年10月20日実施
平成18年9月20日一部改訂
全国信用組合中央協会

	内 容
1. 位置付け	(1)本「基本的考え方」は、主として一般預金者を対象とした半期情報開示に関する基本的枠組みを整理したものである。 (2)本「基本的考え方」は、強制力を持つものではない。しかし、経営の透明性と地域や顧客とのコミュニケーションを高めるために、各信用組合が少なくともこの考え方に沿った情報開示を推進していくことが望まれる。
2. 開示時期	○ 11月中を目途に開示するように努めるものとする。
3. 開示項目例	○ 9月末の情報開示を行うにあたって、3月末と同様に自己査定とそれに基づく償却・引当てを行うよう努めるものとする。ただし、これにより難しい場合には以下のような方法等をもって開示する。 (1)金融再生法ベースの債権区分による開示(単体ベース) 金融再生法ベースの債権区分(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権)ごとに当面は、別紙1の簡便な債権額の見直し方法等により、単体ベースの開示を行う。 (2)自己資本比率(単体ベース) 9月末の仮決算に基づき、当面は、別紙2のとおり簡便な取扱い等により、単体ベースの自己資本比率を開示する。 (3)預金・貸出金の状況(単体ベース) 9月末の預金・貸出金の状況を開示する。なお、「貸出金」については業種別の状況を開示することが望ましい。 (4)有価証券の時価情報(単体ベース) ① 時価、② 簿価、③ 評価損益について有価証券の種類ごとに単体ベースで開示する。 (5)損益の状況(単体ベース) ① 業務純益、② 経常利益、③ 当期純利益について単体ベースで開示することが望ましい。 (6)その他定性的情報等 必要に応じて上記(1)から(5)の補足情報、その他各信用組合が必要と認める定性的情報を併せて記載する。 <定性的情報の開示項目例> ① 社会的責任と地域貢献活動(社会的責任に関する考え方と地域貢献活動を紹介する) ② ①以外のトピックス(期中における主な出来事を紹介する)
4. 適用時期	○ 本「基本的考え方」は平成18年9月末の情報開示から適用する。
5. 今後の体制整備	○ 各信用組合の体制整備の進捗状況に応じて開示内容の充実に努めるものとする。

(注)1. 開示項目例は、最低限必要と思われる事項を示している。これ以外の事項に係る開示は各信用組合の任意とするが、必要に応じて開示項目を追加することが望ましい。

2. 開示する際は、計表(図表)を掲載するだけでなく、できるだけその計表(図表)の特徴点を付記することが望ましい。

3. 上記3.(5)の損益の状況はマイナスの場合を含む。

5. WGにおける論点について (1)ガバナンス・・・③地域貢献開示

信用組合における地域貢献に関するディスクロージャーのあり方について

平成15年7月31日
平成18年3月31日改訂
全国信用組合中央協会

1. 基本的な考え方

信用組合は、地域・業域・職域社会の中小零細事業者や生活者が金融利便を享受するための金融機関として、これまで地域産業の育成・発展や個人の豊かな暮らしづくりなど、さまざまな面で地域貢献の役割を果たしてきたが、この基本的な使命は今後も変わることなく、円滑な資金供給と金融サービスを提供していくことが第一の使命であるとする。また、一方で、これら金融面を通じた地域貢献だけでなく、地域サービスの充実や文化的・社会的貢献活動も地域振興に資する面があるということから、これらを含めた地域貢献活動について顧客・組合員に分かりやすく開示することとする。

2. 開示内容

(1) 地域に貢献する信用組合の経営姿勢	信用組合は営業地区や取引先が限定された相互扶助の協同組合組織金融機関であり、地域とは切っても切れない、言わば運命共同体のような関係にあることから、存在自体が地域貢献であると言っても過言ではないが、地域における信用組合の存在意義を明確にするため、信用組合と地域との関わりや金融を通じて地域社会に貢献している経営姿勢を開示する。 ※ 業域信用組合の場合には、例えば医師信用組合であれば、金融面を通じて、組合員の医業経営に関する事業の発展に寄与していること、ひいては地域住民の医療及び健康管理に貢献していることを開示する。 ※ 職域信用組合の場合には、金融業務を通じて組合員の福利・厚生を促進し生活の安定と向上に寄与していること、ひいては地域社会の安定に貢献していることを開示する。
(2) 預金を通じた地域貢献	地域の預金者をはじめとする利用者に対して、自らの預金等が地域のためにどのように活かされているかについて開示する。
(3) 融資を通じた地域貢献	地域への高い貢献度を示すものであり、貸出金、制度融資の取扱状況、自信組の融資商品などについて開示する。
(4) 取引先への支援状況等	地域振興への貢献として、要注意先等への支援状況や事業再生支援、創業支援などの取組みについて開示する。 中小零細事業者への支援と共に、ビジネス・マッチングや生活者への支援について開示する。
(5) 地域・業域・職域サービス充実	支店・ATMの設置数や各種相談会の開催など顧客に対するさまざまな利便性の提供のほか、顧客の組織化とその活動状況、情報提供活動、苦情相談窓口の設置等、地域へのサービスの充実状況について開示する。
(6) 文化的・社会的貢献に関する活動	信用組合独自で行っている、いわゆる社会貢献活動について開示する。 環境への対応等、CSRへの取組み状況についても開示する。

※ 地域貢献活動の内容は各組合様々であり、各組合の実情に則して適宜開示項目を選択したり、開示項目例にない項目を追加するなど、各組合の判断により、独自性のある形で開示内容の充実が図られることが望ましい。

5. WGにおける論点について

(1)ガバナンス・・・④組合員の意見を収集する取組み 1/2

信用組合は組合員の意見を経営に反映させるために、地域、業域、職域の特性や実情に応じて多様な取組みを行っています。

- ・毎年全店の組合員を対象にした定期的なアンケート調査の実施
- ・各店で組織する「協力会」の総会に常勤理事が出席し、一般組合員等の意見・要望等を収集
- ・総代以外の組合員も会員となっている営業店の親睦団体の総会により意見を収集
- ・親睦組織の行事(ゴルフ会、旅行会、釣り会等)を通じた意見の収集
- ・地区懇談会(地域の皆様の意見を幅広く反映させる為の意見交換会)、評議員制度(元総代経験者を含めた総代会に準ずる組織による意見交換会)により意見を収集
- ・総代会までの間に各地区を理事長・経理部長等で訪問し、この席上各地区からの要望(地区特有のものを含む)を吸い上げている。

5. WGにおける論点について

(1)ガバナンス・・・④組合員の意見を収集する取組み 2/2

- ・組合員を代表する総代の外に評議員制度により意見を収集(評議員は、総代会に出席し傍聴する。役付役員の臨店訪問時に各評議員宅を訪問し、意見を汲み上げ)
- ・地区別総代懇談会を総代会開催に先立ち実施し意見を収集
- ・組合の親睦団体の定期総会に常勤役員が出席し、一般組合員の当組合業務に対する意見を集約
- ・電話「お客様相談室」、文書「お気づきレターBOX」、営業店における「意見箱」の設置、HP「ご意見お問い合わせホーム」による意見の収集
- ・女性後援会の組織化と会合の定例化により意見を収集
- ・モニター制度によるアンケート調査、意見交換会の実施
- ・ライフプラン講話や30代・40代の組合員を対象としたライフサイクルプラン研修でのアンケート調査等により組合員の意見・要望等を収集(調査結果を経営改善や業務戦略に活用し、実績をホームページ上に公表)

(資料) 全国信用組合中央協会調べ

5. WGにおける論点について (2)外部監査について

すでに大半の信用組合が外部監査を導入しております。

組合員組織である信用組合に対しては、以下の2要件に該当する場合、外部監査導入が義務付けられています。

- (1)預金等の総額 200億円以上 (2)員外預金比率 10%以上
(信用組合は、員外預金受入れは、預金総額の20%以内に制限されています。)

・導入が義務付けられている特定信用組合	92組合
・法定要件には該当しないが任意に導入している信用組合	36組合
合 計	128組合

上記員外預金比率基準の取扱いについては、協同組織性の強い信用組合の実態に配慮する観点から設けられた基準であると認識しており、慎重な対応が求められます。

5. WGにおける論点について (3)「地区」について1/2

信用組合は、地縁・人縁(ソーシャルキャピタル~“つながり”)を拠り所に、地域の経済情勢、地域経済圏の特色に応じた事業を展開することにより、地域内の生活者や小規模事業者との懸け橋となって地域の発展・繁栄を図ることを最大の使命としている。



信用組合は自ら定款により地区を制限することによって、一定の地域に経営資源を集中でき、マーケティング戦略上、組合員との様々なネットワークを基盤とするより密着した関係が築きやすくなり、小規模事業者等への円滑な資金供給ないしは金融サービスの提供につながっている。

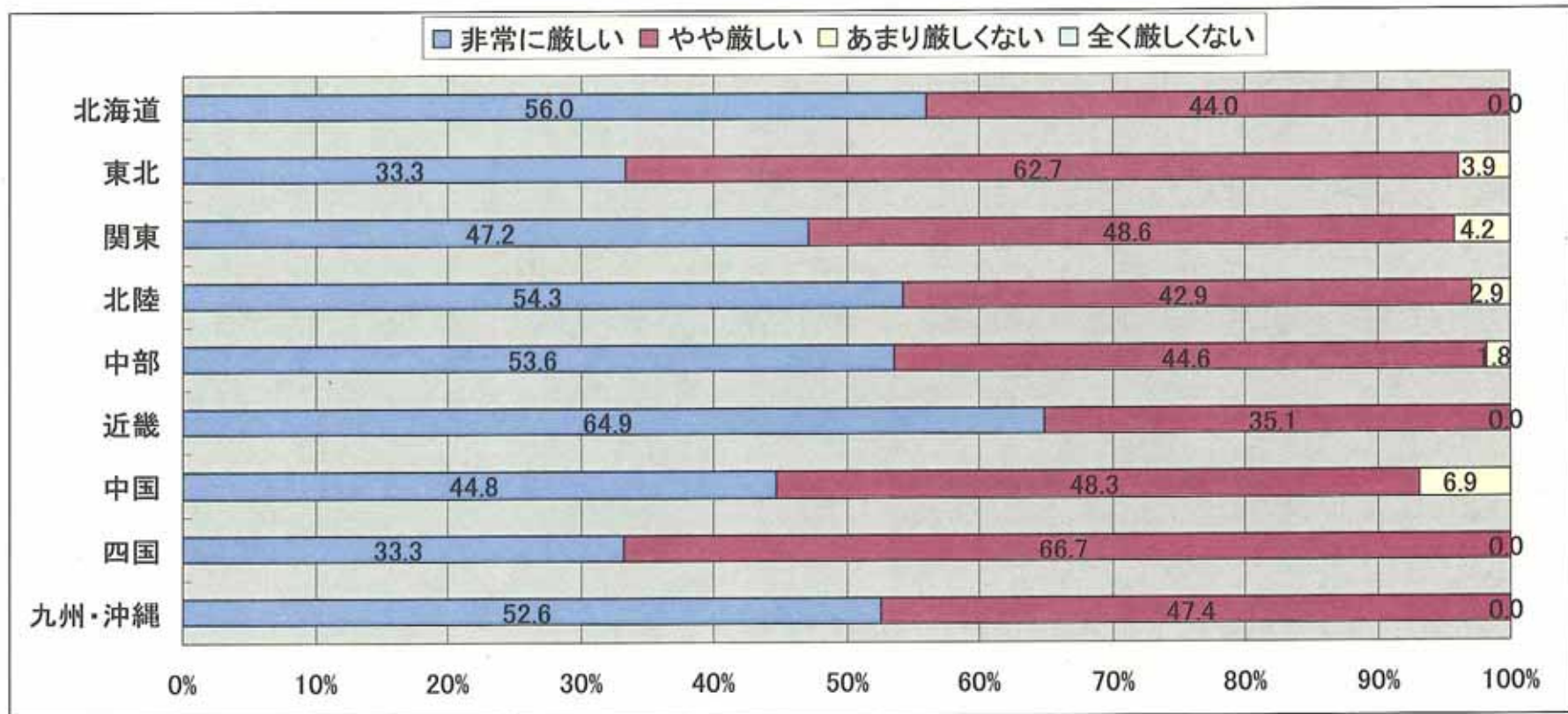


信用組合の地区制は、地域の小規模事業者の支援・育成、生活者の生活安定・向上支援を図るために、今後も重要である。

5. WGにおける論点について (3)「地区」について2/2

多くの地域金融機関では中小企業向け貸出の競争が厳しいと感じており、地区制度が信用組合の競争を阻害しているという指摘は、当たらないと考えられます。

2008年版中小企業白書 ほとんどの地域金融機関は「中小企業向け貸出の競争は厳しい」と認識



資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業の資金調達環境に関する実態調査」(2007年12月)
 (注)ここでいう地域金融機関とは地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を指す。

5. WGにおける論点について (4)規模と協同組織性1/3

信用組合の貸出先は、信用組合の規模の大小を問わず「従業員数4名以下の小規模事業者が8割以上」を占めています。



地域の経済成長や数回の合併により徐々に大きくなった1兆円規模の信用組合でも、1県内に83店舗を構え、狭域・高密度の事業活動を展開しています。

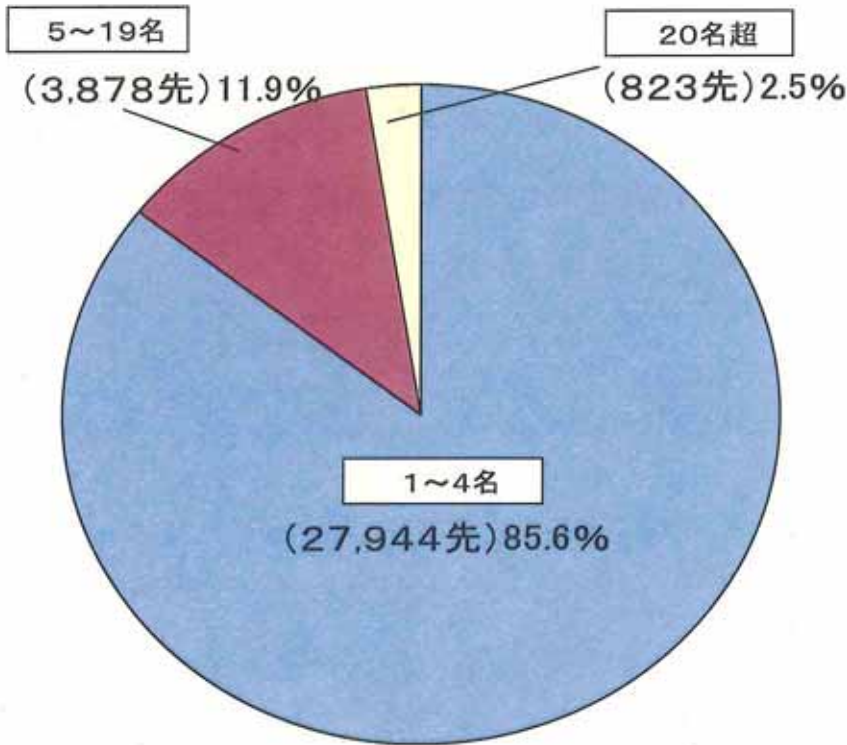


信用組合は、規模の大小にかかわらず、地域・業域・職域の小規模事業者、生活者の担い手、最後の拠り所であることに変わりありません。

5. WGにおける論点について (4)規模と協同組織性2/3

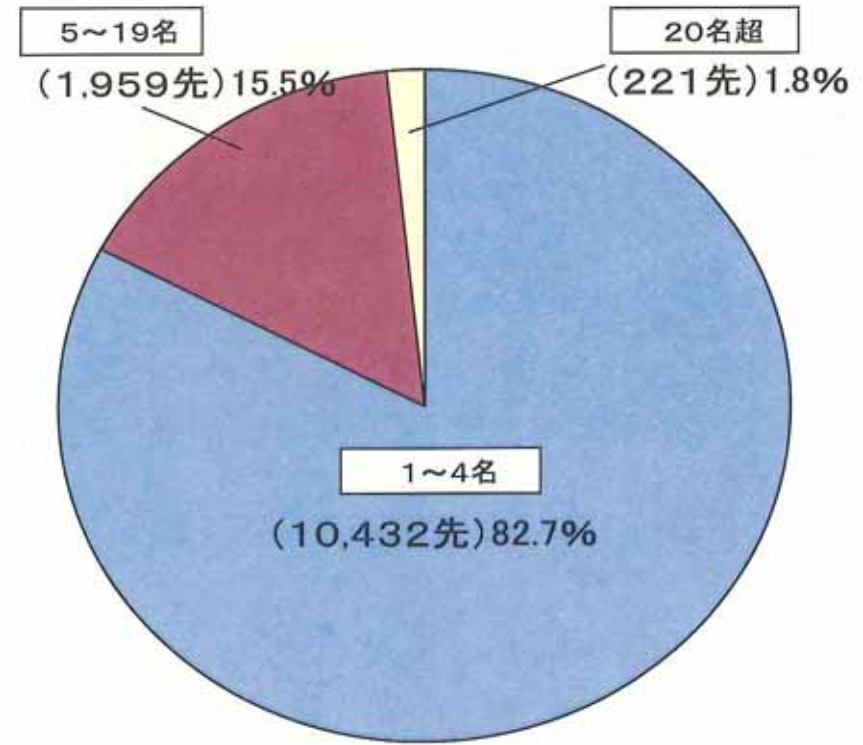
信用組合の取引先の8割以上が従業員規模4名以下の小規模事業者です。
 また、貸出金の8割強は、1,000万円未満の小口取引です。

従業員数別取引先構成
 (平成19年9月末、32,645先)



預金量4,000億円規模の信用組合の例

従業員数別取引先構成
 (平成19年9月末、12,612先)



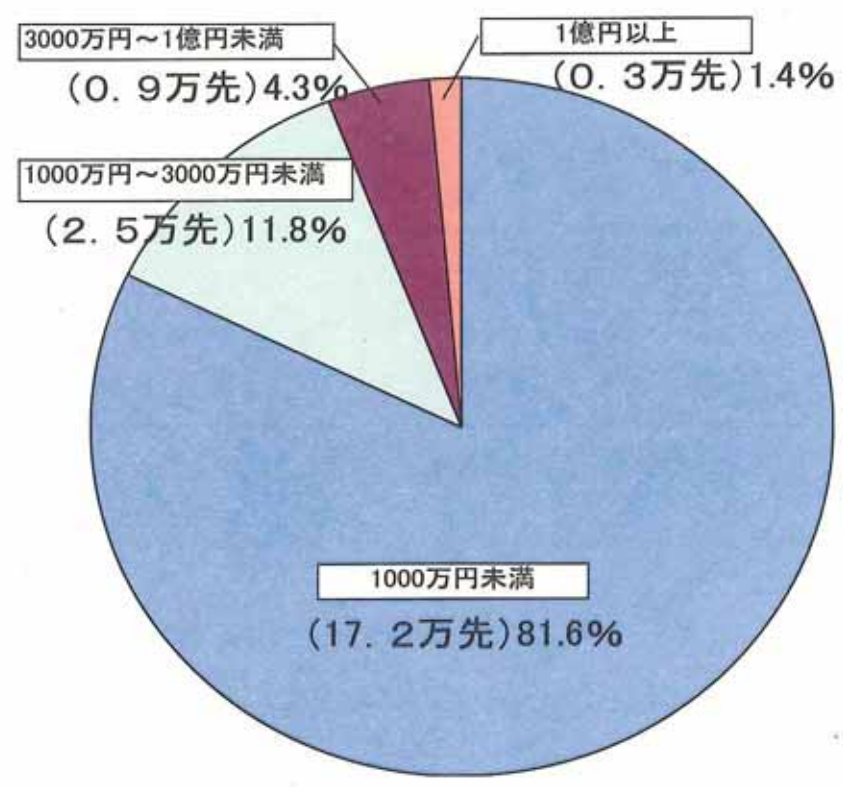
預金量1,000億円規模の信用組合の例

5. WGにおける論点について (4)規模と協同組織性3/3

貸出先の金額階層別構成(平成19年3月末)

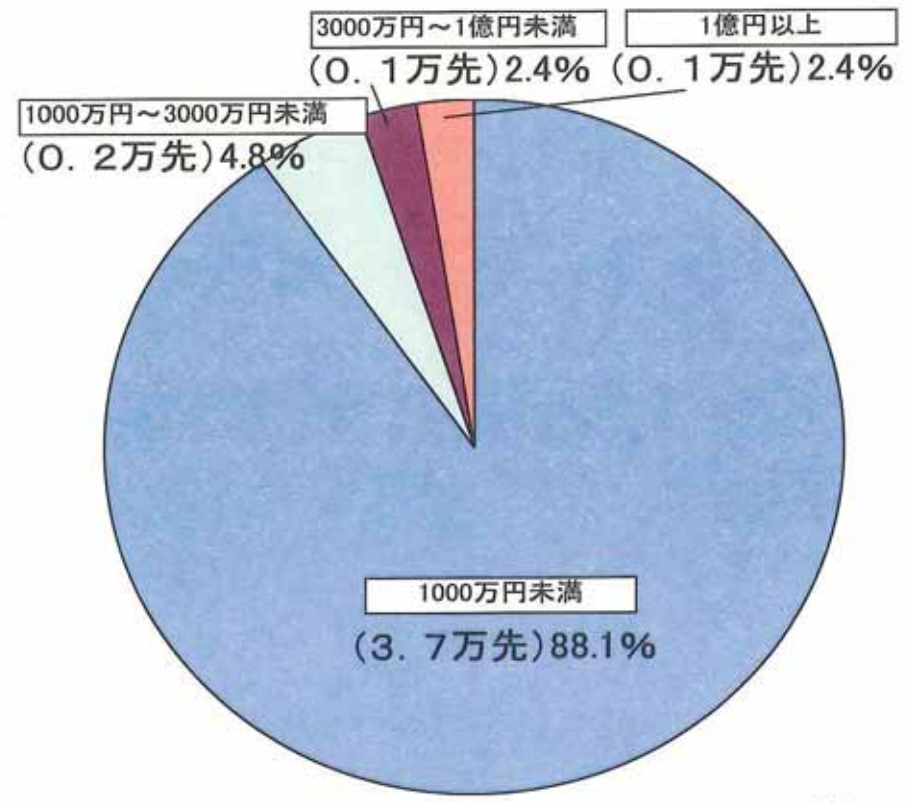
大規模組合(預金量2000億円以上の地域10組合)

貸出先21.1万先中、1000万円未満では、17.2万先と、全体の81.6%で、貸出先の大宗を占めている。



小規模組合(預金量500億円以下の地域10組合)

貸出先4.2万先中、1000万円未満では、3.7万先と、全体の88.1%で、貸出先の大宗を占めている。



5. WGにおける論点について (5) 業務規制のあり方

現在の信用組合の制度について、業界内で大きく不自由に感じている事項はないものの、以下の事項については、運用上の観点から改善に向けた検討を要望いたします。

信用組合の制度に関する規制緩和要望について

項目	内容
事後地区外貸出、事後員外貸出の取扱い	信用組合が業務として行うことのできる貸出(貸付け及び手形の割引)は組合員に対して行うものに限られている。 したがって、組合員に対して貸出を実行した後、当該組合員が地区外に転居する等により組合員資格を失い、組合員でなくなった場合には、新規の貸出はできなくなるが、残存する貸出金についてどのように取扱えば良いかが実務上問題となる。これが直ちに法令違反となるかどうかについて、信用組合法上は、組合員であることが貸出実行時における要件なのか、それとも貸出存続の要件なのか明確になっていない。このため、貸出実行時において組合員資格を有していたものが、その後の住所、居所、事務所あるいは勤務先の地区外への移転等により組合員資格を喪失した場合の既存の貸出(いわゆる事後地区外貸出)について、実務上の取扱いにつき疑義が生じるところである。
転入予定者への貸出ができないこと	組合員に対する貸付が原則であるため、信用組合はその事業地区外から事業地区内に転入してくることを前提とした住宅ローンの貸付を受け付けることができないことが実務上問題となっている。
脱退組合員の出資持ち分を一時取得できるようにすること	現行の法制度では、組合員(脱退者)の持分は、脱退した事業年度末における組合財産が確定された後、総代会の承認をもって払戻しすることとなる。したがって、この間、当該組合員からの出資持分の払戻し要求に応えることができず、長期にわたり不利益な状況を生じさせている。

6. 信用組合の使命達成に向けて

信用組合は、小規模事業者や生活者が金融利便を享受するための協同組合組織金融機関、すなわち、銀行の金融サービスがゆきわたりにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、必要とする資金の融通を受けられるようにすることを使命とする組織であり、組合員の利益を第一に考えています。



「非効率」な役割部分を担い、小規模事業者と共に地道に歩いていく信用組合は、地域の課題・解決の存在として不可欠です。



信用組合は、資本の論理ではなく、地域、業域、職域社会における協同組合組織金融機関として、人々の絆を活かした『組合員の、組合員による、組合員のための』活動を基本としています。

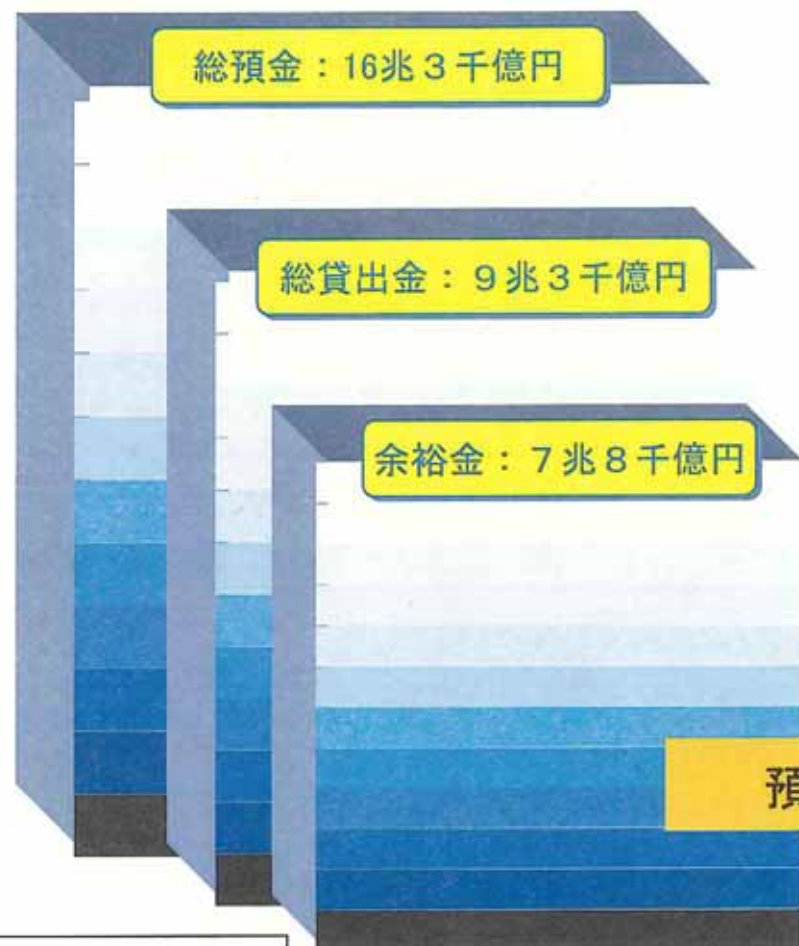


現在の協同組合組織による信用組合制度は、堅持されるべきであると考えています。



1. 信用組合業界と全信組連

信用組合

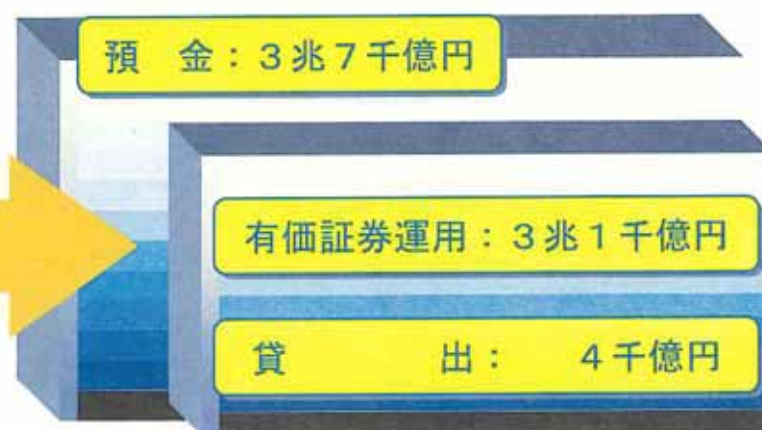


平成20年3月末現在

名称：全国信用協同組合連合会
(略称:全信組連)
設立根拠法：中小企業等協同組合法
協同組合による金融事業に関する法律
設立年月日：1954年(昭和29年)3月29日
役職員数：344人(派遣職員等を含む)
店舗数：9店舗



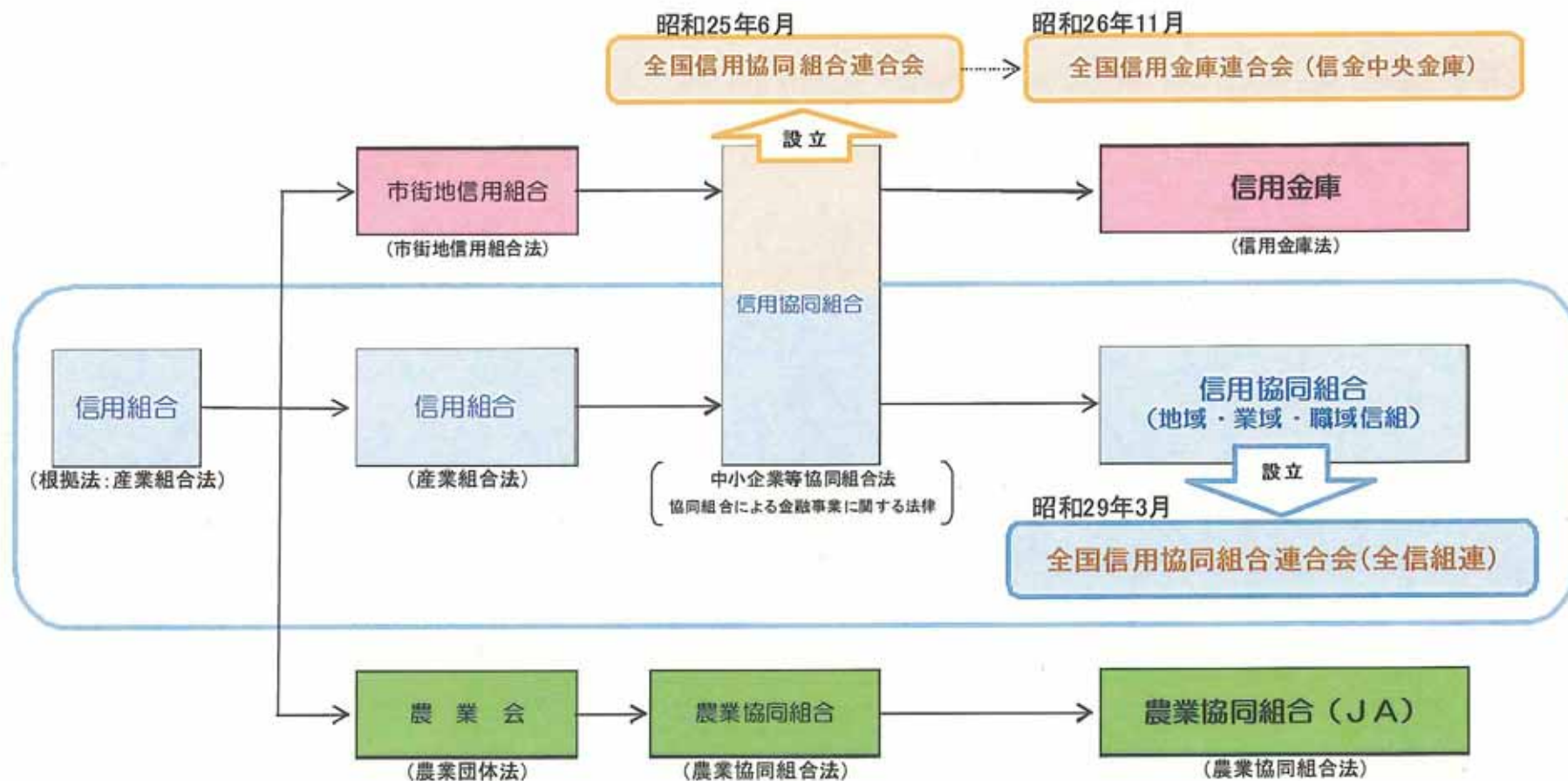
全信組連



預け金

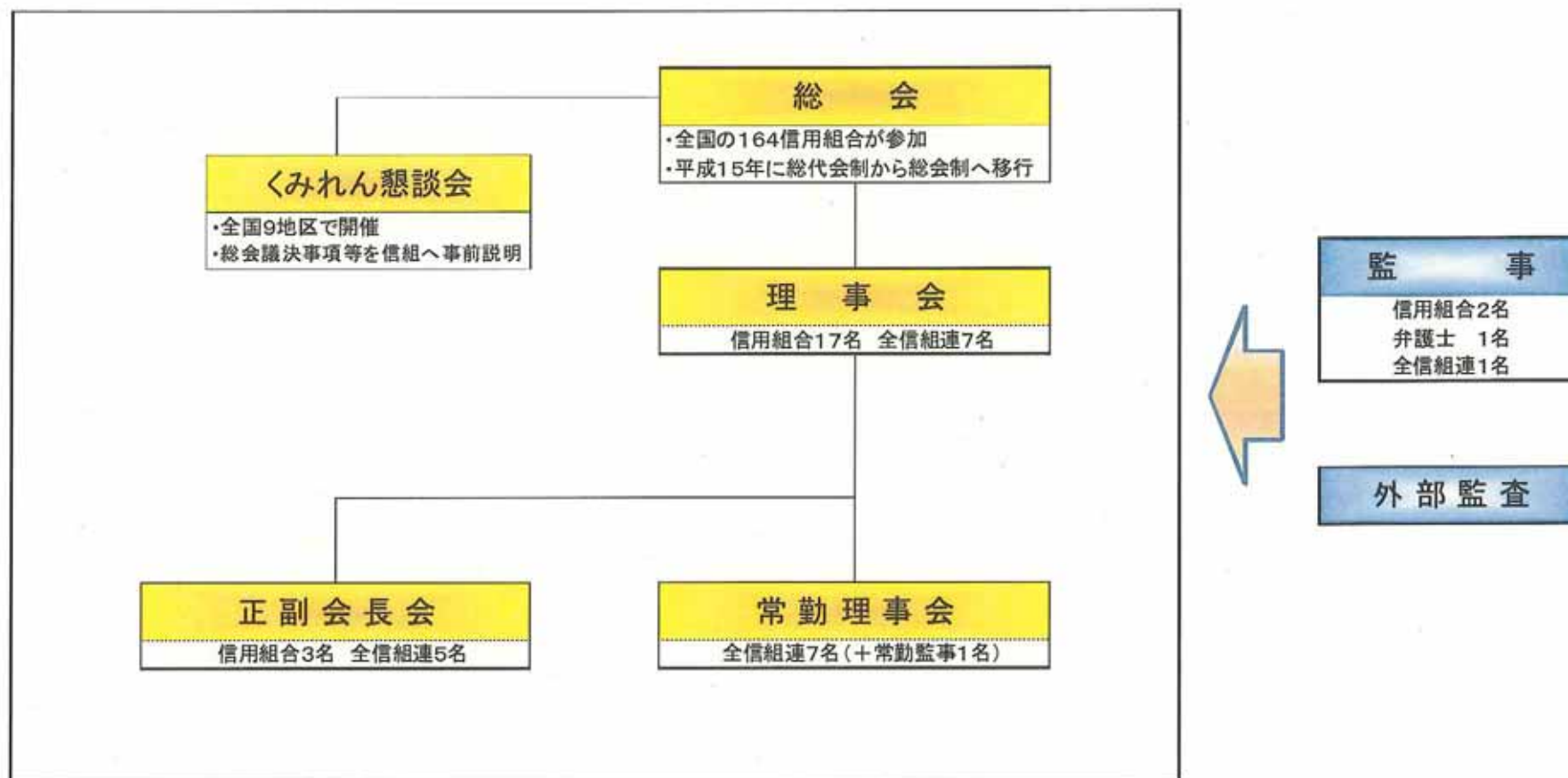


2. 全信組連の設立経緯



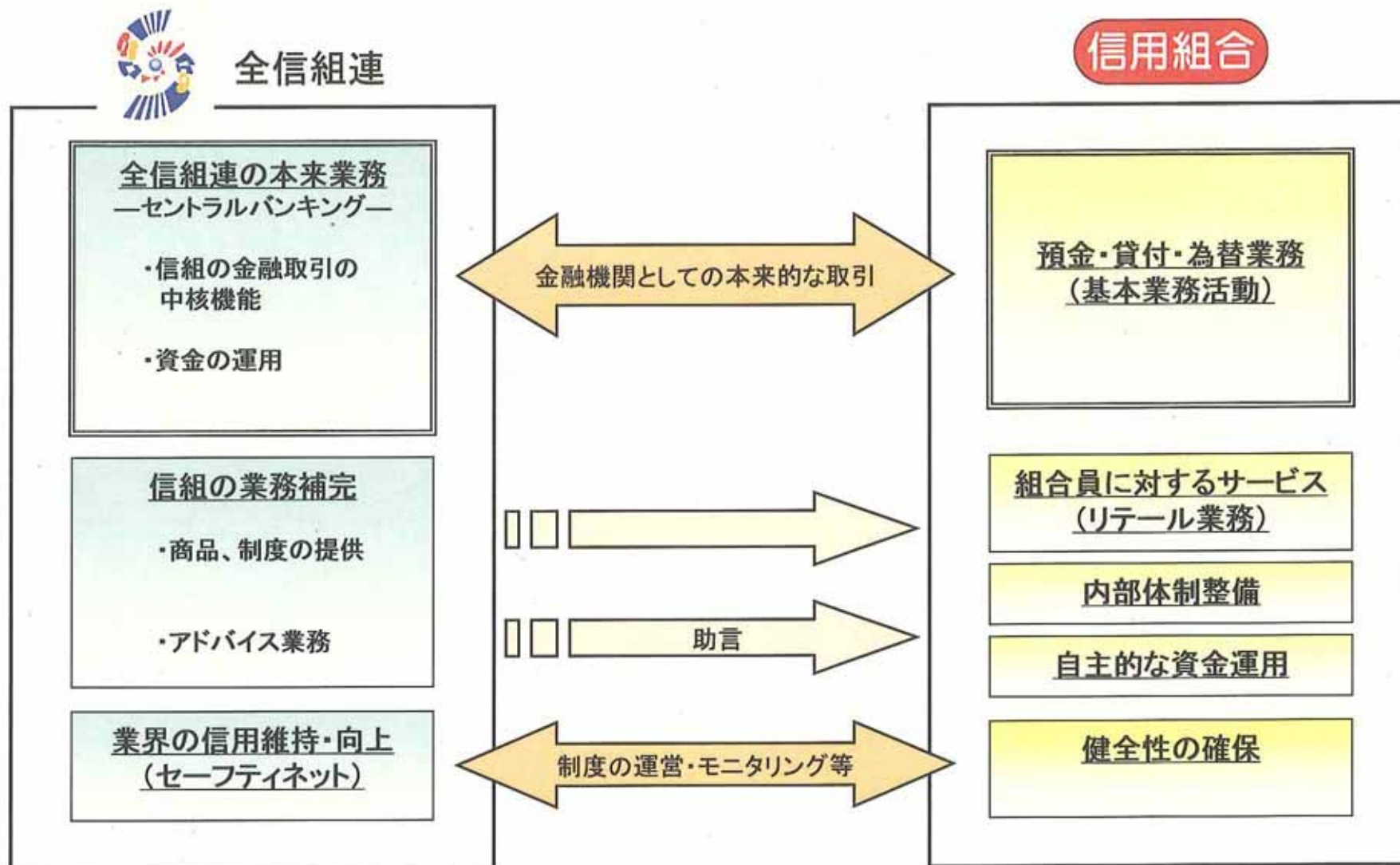


3. 全信組連のガバナンス体制



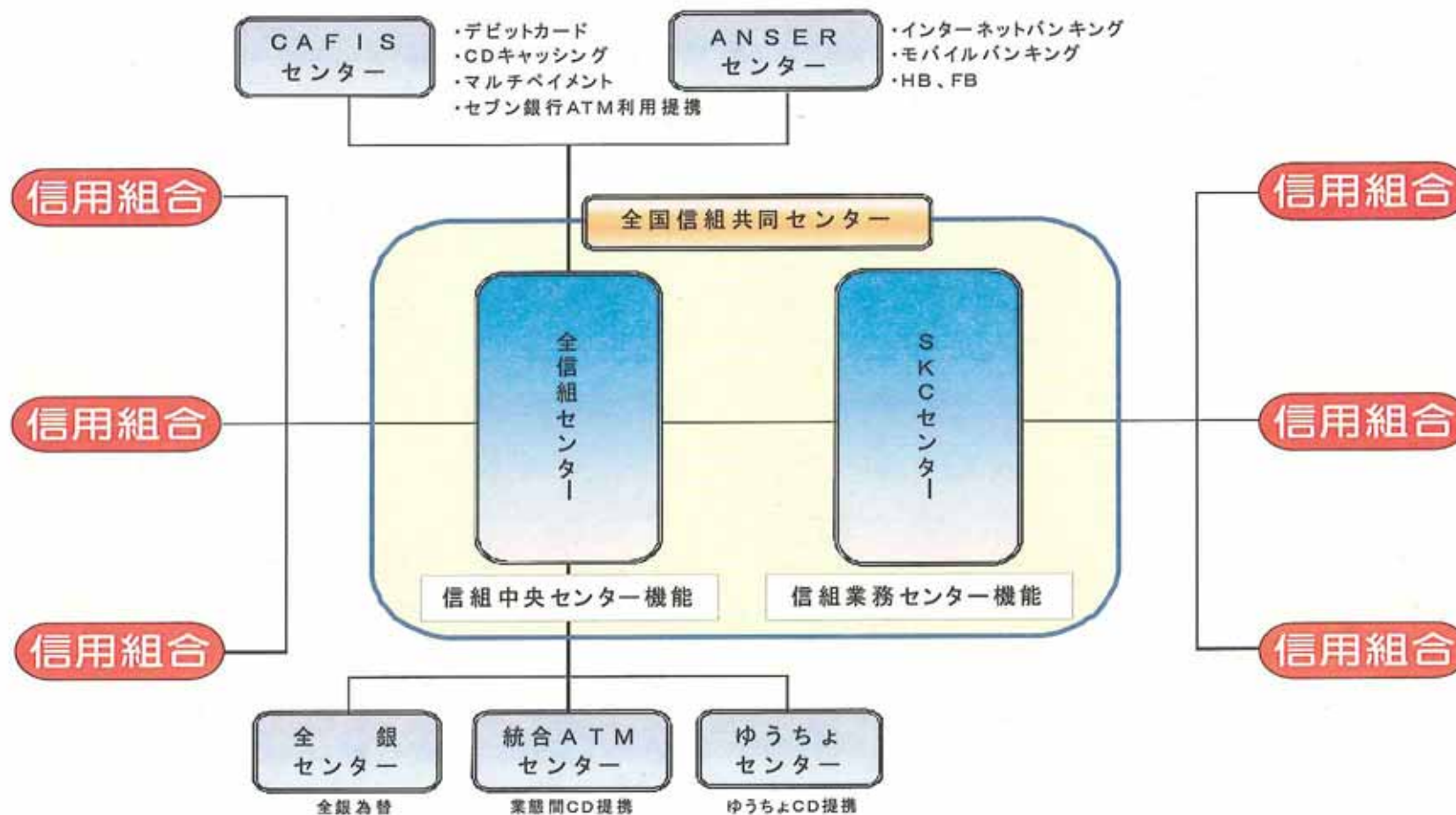


4. 全信組連の中央金融機関としての役割





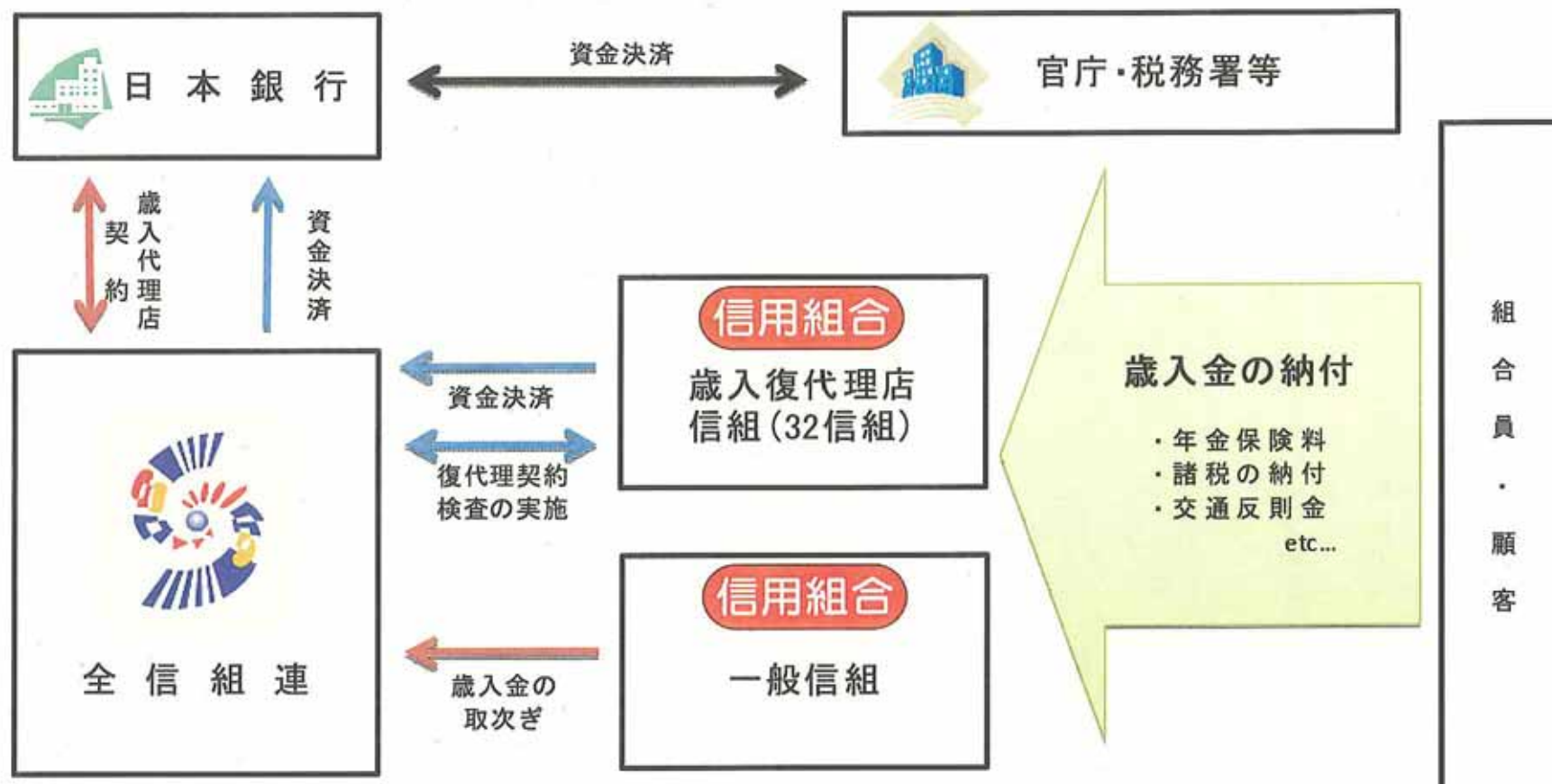
5-1. 業界における決済の中核的機能①(共同センター)





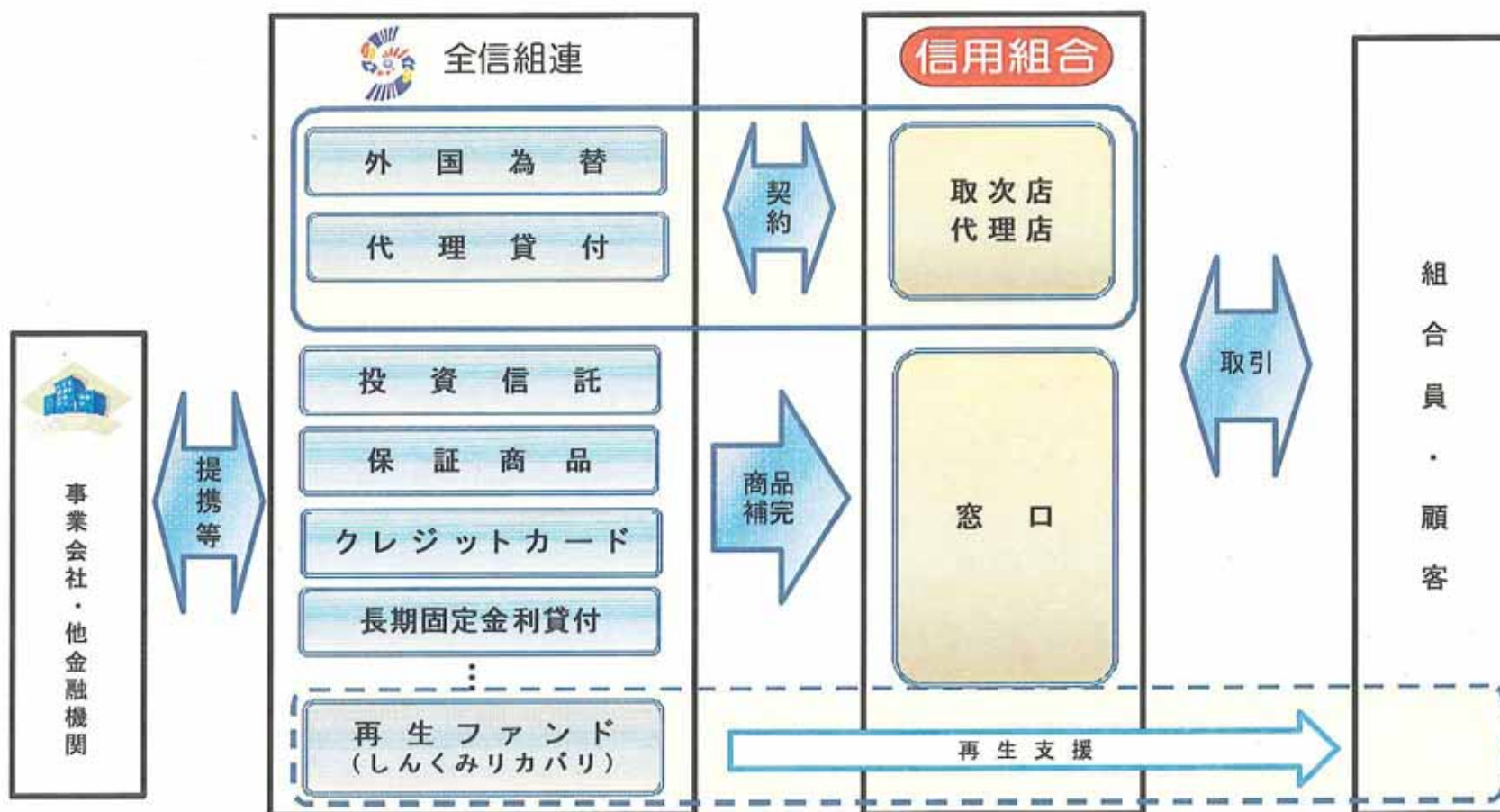
5-2. 業界における決済の中核的機能②(公金業務)

<歳入金における業務例>





6-1. 業務補完としての商品・制度(枠組み)の提供





6-2. 信用組合に対するサポート(アドバイス機能)

ALMサポート

- ・信用組合のリスク管理やALM等の体制強化を目的に、助言および運用サポートを実施。

有価証券ポートフォリオ分析

- ・信用組合の有価証券運用サポート、運用体制強化を目的に、有価証券ポートフォリオ分析、課題・問題点に対するアドバイスを実施。

サポート監査

- ・信組の内部監査体制の構築、態勢強化に向けた取組、資産査定に係る助言・提言実施。

	ALMサポート			有価証券ポートフォリオ分析			サポート監査		
	17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度
実施信組数	10	18	17	10	21	16	18	18	18
(うち業域)	0	1	2	2	4	3	5	5	8
(うち職域)	0	1	2	2	2	0	4	6	2
(うち地域)	10	16	13	6	15	13	9	7	8



7-1. 信用組合業界におけるセーフティネット①





7-2. 信用組合業界におけるセーフティネット②

